

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市自殺対策協議会		
事務局 (担当課)		精神保健福祉課 電話042-769-9813 (直通)		
開催日時		令和4年11月10日(木) 午前10時～午後12時15分		
開催場所		相模原市役所 第2別館3階 第3委員会室		
出席者	委員	14人(別紙のとおり)		
	その他	1人		
	事務局	7人(地域包括ケア推進部長、他6人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	1人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		(1) 第1回会議ふりかえり (2) 第3次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画諮問について (3) 新たな自殺総合対策大綱について (4) 若者ワークショップの結果について (5) 基本方針の方向性について (6) その他		

議 事 の 要 旨

(1) 第1回会議ふりかえり

事務局より資料1に沿って説明を行った。

<意見等>

なし

(2) 第3次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画諮問について

若林部長から会長に「第3次自殺総合対策の推進のための行動計画について」にかかる諮問書を提出した。

<意見等>

なし

(3) 新たな自殺総合対策大綱について

いのち支える自殺対策推進センター（以下「JSCP」という。）地域連携推進部地域支援室与儀室長より資料2に沿って説明を行った。

<意見等>

（早坂委員）自身は相模原地域連合より推薦を受け、本協議会の委員となっているが、本市教職員組合で委員長を務めている。教育現場出身の立場で、新たな自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）を読むと、子どもに対しての施策の中で教育や学校に対する期待がみえるが、この大綱では学校に対して、具体的にどのようなことを求めているのか。「児童生徒の自殺対策に資する教育の実施」とは、新たな取組、特別な授業を実施する必要があるということなのか、それとも、今ある取組をブラッシュアップしていくという考えなのか教えていただきたい。

（与儀室長）これまでSOSの出し方に関する教育を推進しており、それより以前は、命の大切さを学ぶような授業を助産師等が行っていた。自殺念慮のある子どもは教員や親に中々相談できない、しない現状がある。そのため、周りの子どもたちが心配な状況を把握した際に、相談先を案内できるゲートキーパーのような役割を担えるような教育が必要である。自殺念慮のある子どもが相談できなかったとしても、周りの子どもたちが気付くこともあるので、積極的にSOSの出し方に関する教育について展開していただきたい。JSCPとしても、SOSの出し方に関する教育の実施回数等、各自治体に対し調査しているが、コロナ禍の影響もあり、推進が停滞している現状がある。自治体によっては、直接現場に出向かず、ビデオの鑑賞のみで対応していると

ころもあるが、できれば子どもたちに直接話をする形で実施していただきたい。話し手が教員というのも一つだが、外部の職員が担う方が望ましい。東京都の例では、民生委員や、役所の保健師や心理士等、外部の職員が学校に出向き、SOSの出し方に関する教育を実施している。

また、高校年齢児のSOSを把握する方法として、RAMP S（自殺リスクや精神不調の見過ごしを防ぎ、保護者や医療機関への説明など、その後の必要な支援に役立てることを目的に開発された心身状態評価と支援促進システム（RAMP Sホームページより引用））の導入があげられる。RAMP Sを活用することで子どもの自殺念慮を把握し、支援につなげるための一助となると考えている。

これらに加え、学校現場では、精神疾患や引きこもり等の課題のある子どもへの対応に苦慮する場面があることから、精神疾患等についての知識を学校内で深めていくことが必要である。

様々な取組は教育委員会と連携しながら、どのような事業であれば実施が可能か等、検討していく必要がある。この事業をしなくてはならない、というものではないが、国としても学校との連携について積極的に推進していく必要があると考えている。

（与儀室長） 学校長の立場からの意見について伺いたい。

（平委員） 管理職として本協議会に参加することで、子どもの命の重さを改めて実感する機会となっている。大綱からは、教育委員会や学校に対する大きな期待とを感じ、責任を重く受け止めている。

教育現場において、子どもの自殺を防ぐ取組は重要と感じている。子どもたちへののちの大切さを教えていくことは大前提として、子どもたちから「死にたい」や、「生きづらい」という言葉ででてくることは少ない。学校としては、こういった発信をすることがいけない、ということではなく、一番大事なものは、人権を尊重する教育であり、自分や相手を大事にできることである。義務教育として一番力を注いでおり、その結果、自殺を防ぐことにつながると考えている。

ただ、SOSの出し方に関する教育や精神疾患への理解についての教育はこれまで足りなかった部分と感じている。ここで学習指導要領が改訂された。そこでは、道徳や体育の保健領域の中で、SOSの出し方、友だちにどういった声かけをしてあげられるのか、といった学習が導入されている。また、精神疾患についても、小中学校の教材で触れられるようになり変化を実感している。学習指導要領の改訂からも、教職員として、子どものSOSの出し方や、友だちの心を受け止める具体的な方法について、今後研修等を通じ深めていく必要があると考えている。管理職としては、その必要性について、率先して周知していかなければならないと感じた。

(早坂委員) 学校に配置される教員の人数について、労働組合の立場から実態を伝えたい。教職員の給与はその1/3を国が負担する法律があるが、2/3は市の負担である。与儀室長より東京都の事例が挙げられたが、東京都は子どもの人数に対して教員の人数を108%配置していると記憶している。本市は現状100%配置できておらず、余裕がない中、働いている状況である。このような現状を鑑み、SOSの出し方に関する教育を推進する視点だけでなく、そのSOSに教員が気付くことができる余裕をつくるという視点を持つことも必要ではないか。施策については、全庁を挙げての取組という意識がないと実現は厳しいと感じる。

(4) 若者ワークショップの結果について

事務局より資料1に沿って説明を行った。

<意見等>

(星委員) 自身の経験上、小学校のカウンセリングルームにはおもちゃ等の玩具があり、行きやすい場所だった。ただ、中学、高校のカウンセリングルームは実際の教室がある場所が物理的に出入りし難い場所にあったり、また、そこに出入りすることで、いじめられているのではないかというレッテルを貼られる心配があったりと行きにくい環境だった。子どもが学校で相談するためには、相談するための物理的な課題の解消と、相談することに対するマイナスイメージの払拭が必要と感じた。

また、情報発信による相談窓口の更なる周知や道德の時間の増設等についての意見もあったが、少々疑問を感じた。重要であることに異論はないが、相談窓口が記載されたリーフレットの配布等、世間が考えている以上に子どもたちに必要な情報は届いており、対策は手厚く施されていると感じる。ただ、子どもたちは相談窓口等を把握しているにも関わらず、相談できない、しにくい現状がある。どうしたら子どもが安心して思いを伝えられるのか、意見を出しやすい場はどこなのか、と考えた時、学校での三者面談が思い浮かんだ。ただ、親と子の関係が良好でない場合もあることから、子どもの自殺対策の取組として学校での二者面談(子どもと教員)の実施を提案したい。

以前、学習塾にて二者面談(子どもと塾長)を行ったことがあるが1対1という安全が保障された環境であったことから、親にも話しにくい内容を話すことができ、本心を語ることができた。担任等の第三者の大人が話しを聞き助言をしてくれたことで、課題を解決できたこともあった。教員の負担にならないよう、1日に1~2人、1回10分でも構わない。1カ月に1回は教員と1対1で話す機会を設けることで、自分自身が大切にされていると感じ、進路やいじめ等の課題について話ができるのではないか。相談内容によっては、対応する教員の性別等を考慮する必要があることを言い添えたい。

(平委員) 1対1の二者面談はいい提案であり、そうすることにより、子ども一人ひとりと向き合う時間ができるのであれば、すぐにでも取り組みたい。提案にあったように継続して教員と話す時間を保証することは、子どものSOSを早くキャッチするためには必要である。ただ、現場としては人材が枯渇しており、日常の業務で余裕のない中では、すぐの実現は難しく、専門家等の配置等早急に解決していなかねればならない課題である。この取組が困っている子どもの命を救うことができるのであれば、その実現に向けて努力していく必要がある。小中校長会代表として、まずは管理職に星委員からの意見及び提案をフィードバックすることで、取組の実現に近づけていきたい。

(5) 基本方針の方向性について

事務局より資料1に沿って説明を行った。

<意見等>

○論点3について

(早坂委員) 資料1 P13について。大綱における当面の重点施策11、12、13は全て現行動計画施策体系の6に含むのか。

(事務局) そうである。

(早坂委員) 6のボリュームが大きくなることが予想される。行動計画としての体裁を整えていただきたい。

○全体をとおして

(稲田委員) ゲートキーパーの養成者数(以下「養成者数」という。)について。第二次行動計画の目標を達成したことは素晴らしいことである。この数値は相模原市が実施したゲートキーパー養成講座を受講した人数であると推察する。おそらく、北里大学病院内でも、全職員に対して、ゲートキーパーに資する研修を実施しており、他の機関でも独自で同様の研修等を実施していると考える。本市の人口から考えると、養成者数7,951人は少ないと感じたため、次期行動計画では、各機関で実施したゲートキーパーに資する研修を受講した人数についても、養成者数に含めてはどうか。

(事務局) 行動計画では本市としての評価指標を設定しているが、市民の方に認識してもらうには、本市の取組だけでなく、あらゆる機会を通じゲートキーパーに資する研修を受講し、意識を持つ必要がある。そのため、次期行動計画への記載方法の工夫や、本協議会委員の所属機関におけるゲートキーパーに資する研修の実施状況等について報告の場を設ける等今後検討していきたい。

(稲田委員) また、市内の各機関で行われている研修において、共通するものがあれば、共有できるといい。例えば、市内で精神科へつなぐ、となると北里大学病院の名前があがることがあるが、現在、予約が埋まっている状況である。その場合、情報が

共有できていると、現状を踏まえた市内の精神科への受診方法を、研修内容に反映できる可能性がある。

（森委員）大綱や県の行動計画に沿って、市の行動計画を策定することは重要なことである一方、自殺者はその時々の社会情勢に大きく影響される。そのため、大綱に盛り込まれていない事項に対して、緊急に対策を打つ必要が生じた場合でも、状況に合わせて柔軟に対応できるような内容にする必要がある。また、自身は5年前に本市に転勤してきたが、すぐに座間市の殺害事件が起きた。座間市とはいえ、本市との市境で起こった事件であり、先日は本市の山間部で自殺ほう助疑いの事件が起きた。これらの事件は「相模原市」のイメージ低下につながる恐れがあることから、それらを払拭するための対策が必要ではないか。例えば、山中に看板を立てる等が考えられる。

（早坂委員）資料1 P11 大綱の基本認識「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」とあるが、次期行動計画は、令和6年から令和10年に渡って大きな方向性を示すものとして考えた時、この先、新型コロナウイルスがどうなるのか、新たな感染症がでてくるのかも分からない状況の中で、「新型コロナウイルス」という固有名詞を次期行動計画に載せることについては議論の余地があると考え。森委員の話にもあったとおり、社会の変容に応じて取り残しを無くしていく等大きな社会変化を踏まえた記載方法を検討してはどうか。

（会長）事務局においては、本日出た意見を踏まえ、次期計画の基本方針の文言について検討し、第3回本協議会にて示していただきたい。

（6）その他

精神保健福祉センターより自殺防止啓発物品について説明を行った。

<意見等>

なし

以 上

令和4年度相模原市自殺対策協議会 第2回会議（出欠状況）

（令和4年11月10日開催）

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	稲田 健	北里大学医学部		出席
2	西岡 直子	相模原市医師会		欠席
3	土屋 敦	相模原市病院協会		欠席
4	田中 弘子	相模原市薬剤師会		出席
5	岡田 眞一郎	相模原地域産業保健センター		出席
6	平 和枝	相模原市立小中学校長会		出席
7	取住 悦子	相模原商工会議所		欠席
8	早坂 淳史	日本労働組合総連合会 神奈川県連合会 相模原地域連合		出席
9	青木 亜也	神奈川県弁護士会		出席
10	比留川 昇良	神奈川県司法書士会	会長	出席
11	戸部 恵美子	相模原市民生委員児童委員協議会		出席
12	山口 信郎	相模原市自治会連合会	副会長	出席
13	十川 いづみ	横浜いのちの電話		出席
14	和泉 貴士	全国自死遺族総合支援センター		欠席
15	星 潤人	公募		出席
16	守下 高子	公募		出席
17	能沢 日世志	相模原公共職業安定所		欠席
18	森 俊行	神奈川新聞社		出席
19	相原 健児	相模原警察署		出席